

障 号 外
令和 2 年 5 月 7 日

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様
(※松江市内の事業所を除く)

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から障害福祉サービス事業所等が自主的に休業する場合等の届出について (通知)

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことにつきまして、令和 2 年 4 月 15 日付け障号外「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から障害福祉サービス事業所が自主的に休業する場合の届出について (通知)」にて、指定権者として事業所の休業の状況を把握するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から障害福祉サービス事業所等を自主的に休業される場合は、所定の様式により県へ届け出ていただくよう通知したところです。

今般、事業を一部縮小又は変更してサービス提供を行う場合(就労系事業所において在宅による支援を行う場合を含む)についても、県内事業所の状況を把握するため、別添のとおり様式を一部改正及び新たに作成しましたので、今後は別添の様式により届け出てくださいますようお願いいたします。

届出書の内容については、当該事業所の所在する市町村障がい福祉担当課へ情報提供いたしますのでご了承ください。

<添付資料>

1. 休業等に係る届出書 (様式)
2. 在宅支援に係る届出書 (様式) 【就労移行支援・就労継続支援のみ】
3. (ご参考まで：前回の通知) 令和 2 年 4 月 15 日付け障号外「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から障害福祉サービス事業所が自主的に休業する場合の届出について (通知)」

【担当】

島根県健康福祉部障がい福祉課
自立支援給付グループ

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

TEL: 0852-22-5239 FAX: 0852-22-6687